

ギャンブル等への のめり込みによる借金の場合、 安易な肩代わりはやめましょう。

- ギャンブル等依存症は精神疾患の1つです。ギャンブル等をしたことのある人であれば、意思の強弱に関係なく、誰でもなり得るもので、自分の意思ではやめられない状態になってしまいます。
- ご家族が借金の肩代わりをする、病気を理解しないまま借金の返済を進めると適切な治療・診断に結びつかず、逆に新たな借金を作ってしまったたり、病気の回復を妨げてしまうことがあります。
- ギャンブル等依存症については、医療・相談機関（お住まいの地域の保健所・精神保健福祉センター等）に、借金返済については、お住まいの都道府県・市区町村や最寄りの財務局に相談しましょう。
- 本人が回復の必要性を自覚するまでには時間がかかることから、ご家族だけでも相談できますので、周囲の方が専門の機関に相談して、「適切なサポート」の仕方を知ることからはじめましょう。

お問い合わせ先

依存症の相談機関や基礎知識などは依存症対策全国センター（NCASA）のホームページをご覧ください。

依存症対策全国センター



<https://www.ncasa-japan.jp/>



GA（ギャンブラーズ・アノニマス）【当事者】
046-240-7279

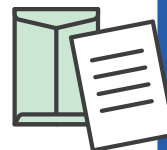
（公社）ギャンブル依存症問題を考える会
03-3555-1725

ギャマノン【家族・友人】
03-6659-4879

（NPO）全国ギャンブル依存症家族の会
090-6737-8665

貸付自粛制度について

浪費やギャンブル等依存症による借金により、ご本人やそのご家族の生活に支障を生じさせるおそれがある場合、日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターに自らを自粛対象者とする旨を申告することで、貸付自粛情報が信用情報機関に登録され、信用情報機関の会員に貸付自粛情報を提供する制度です。



※申告できるのは原則ご本人のみです。

日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターのどちらかへ申告することで、3つの信用情報機関（株）日本信用情報機構（JICC）、（株）シー・アイ・シー（CIC）及び全国銀行個人信用情報センター）に、貸付自粛情報が登録されます。銀行・貸金業者等は、貸付自粛情報を、契約者（申込者）の支払能力に関する調査のために利用します。

お問い合わせ先

日本貸金業協会
貸金業相談・紛争解決センター

ナビダイヤル **0570-051-051**

日本貸金業協会



<https://www.j-fsa.or.jp/personal/trouble/way/>



全国銀行個人信用情報センター

フリーダイヤル **0120-540-558**

TEL（携帯電話から） **03-3214-5020**



全国銀行協会



<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/selfcontrol/>



バイオマス
使用部位：印刷インキ
No.000000

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

家計のお悩み

してみませんか？
相談



肩代わり・借金・ローン・
ギャンブル依存・債務・ヤミ金融など

借入れ・ローンの返済などにお困りの方は
こちらのリーフレットをご覧ください。

金融庁
Financial Services Agency

多重債務問題で困っても、
ヤミ金融には絶対に
手をださないで。



正規の貸金業者とは、
国(財務局)・都道府県で
貸金業登録を受けています。

※SNSなどを通じた個人間でのお金の貸し借りや、給与ファクタリング、後払い(ツケ払い)現金化においては、ヤミ金融業者による違法な貸付けや、個人情報の悪用などの犯罪被害やトラブルに巻き込まれる危険性があります。

ヤミ金融の手口は巧妙で手が込んでいます。
実際の被害や手口、ヤミ金融業者の情報を
確認し、被害にあわないようにしましょう。

日本貸金業協会



https://www.j-fsa.or.jp/topics/association/dark_finance.php



ヤミ金融から連絡があっても、
毅然とした態度で、
無視しましょう。

※連絡を取ることがあなたの情報を
与えることになります。

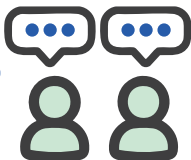


もし被害にあったしまったら一人で悩まず、
まず相談。

悪質業者の被害にあった時は、

日本貸金業協会 都道府県庁の相談窓口
消費生活センター 警察

などにすぐに連絡してください。



金融庁のホームページでも
多重債務問題について
掲載しています。

金融庁 多重債務



<https://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/>



多重債務に関するお問い合わせ先

一般消費者向け相談窓口

東北財務局 金融監督第三課 月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く) 9時から12時、13時から17時	022-266-5703
宮城県消費生活センター 受付時間:月～金9～17時、土9～16時 祝日・年末年始除く	022-211-3123
大河原地方振興事務所県民サービスセンター 受付時間:月～金9～16時 祝日・年末年始除く	0224-52-5700
北部地方振興事務所県民サービスセンター 受付時間:月～金9～16時 祝日・年末年始除く	0229-22-5700
北部地方振興事務所 栗原地域事務所県民サービスセンター 受付時間:月～金9～16時 祝日・年末年始除く	0228-23-5700
東部地方振興事務所県民サービスセンター 受付時間:月～金9～16時 祝日・年末年始除く	0225-93-5700
東部地方振興事務所 登米地域事務所県民サービスセンター 受付時間:月～金9～16時 祝日・年末年始除く	0220-22-5700
気仙沼地方振興事務所県民サービスセンター 受付時間:月～金9～16時 祝日・年末年始除く	0226-22-7000
消費者ホットライン ※お近くの市区町村や都道府県の消費生活センター等の 消費生活相談窓口をご案内します。	188
(公財)日本クレジットカウンセリング協会 受付:平日の10時～12時40分、14時～16時40分(祝日、年末年始を除く)	0570-031640
法テラス・サポートダイヤル 平日9時～21時、土曜日9時～17時※祝日・年末年始を除く	0570-078374
仙台弁護士会法律相談センター 平日10時～16時(12時から13時を除く) 土曜日9時30分～12時30分・18時から20時	022-223-2383
宮城県司法書士会 平日9時～17時※祝日・年末年始を除く	022-263-6755

事業者向け相談窓口

東北財務局 金融監督第三課 月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く) 9時から12時、13時から17時	022-266-5703
宮城県商工会連合会 平日 8時30分から17時15分	022-225-8751
商工会議所	
仙台 平日9時～17時20分	022-265-8181
塩釜 平日9時～17時30分	022-367-5111
気仙沼 平日8時50分～17時20分	0226-22-4600
石巻 平日9時～17時30分	0225-22-0145
古川 平日8時30分～17時30分	0229-24-0055
白石 平日8時30分～17時15分	0224-26-2191
法テラス・サポートダイヤル 平日9時～21時、土曜日9時～17時 ※祝日・年末年始を除く	0570-078374
日本弁護士連合会ひまわり中小企業センター ひまわりほっとダイヤル ※電話で受付、面談により相談。 ※平日:10時～12時、13時～16時 ※地域により無料相談実施状況が異なりますので、お電話の際にご確認下さい。	0570-001-240
宮城県司法書士会 平日9時～17時※祝日・年末年始を除く	022-263-6755

法テラスについて

法テラスは、国が設立した公的な法人です。全国の法テラス事務所では、収入や資産が一定基準以下であるなどの条件を満たした個人の方を対象に無料法律相談を実施しています。

司法書士について

司法書士は、破産申立書等の書類を作成し、この事務について相談に応じることができます。認定司法書士は、個別の債権ごとの価額が140万円以下であれば、代理人として任意整理等の交渉をすることができます。